

平成23年3月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(仮)第175号 損害賠償金等支払請求を怠る事実を確認等請求控訴事件

(原審・神戸地方裁判所平成22年(仮)第17号)

(口頭弁論終結日 平成23年2月8日)

判 決

控訴人(原告・選定当事者)

控訴人(原告・選定当事者)

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

被控訴人(被告) 神戸市長 矢田立郎

(以下「被控訴人市長」という。)

同所

被控訴人(被告) 神戸市代表監査委員 櫻井誠一

(以下「被控訴人代表監査委員」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士 橋本 勇

石丸 鐵太郎

森 有美

藤原 孝洋

中尾 悅子

中山 健太郎

佐藤 祥徳

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人(選定当事者)らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人市長が、矢田立郎に対し、2億5379万円及びうち2788万円に対する平成17年5月1日から、うち618万円に対する同月24日から、うち385万円に対する同月25日から、うち2億0125万4000円に対する平成18年5月1日から、うち191万3000円に対する同月16日から、うち1271万3000円に対する同月29日から、各支払済みまで年5分の割合による金員の支払の請求をすることを怠ることは違法であることを確認する。
- 3 被控訴人市長が、財団法人神戸市地域医療振興財團に対し、1284万円の支払の請求をすることを怠ることは違法であることを確認する。
- 4 被控訴人市長が、財団法人神戸市障害者スポーツ協会に対し、3909万円の支払の請求をすることを怠ることは違法であることを確認する。
- 5 被控訴人市長が、財団法人こうべ市民福祉振興協会に対し、2億0186万円の支払の請求をすることを怠ることは違法であることを確認する。
- 6 被控訴人代表監査委員が、矢田立郎に対し、2項の請求を目的とする訴訟を提起することを怠ることは違法であることを確認する。
- 7 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

控訴人（選定当事者）ら（以下「控訴人ら」という。）は神戸市の住民である。控訴人ら及び他の神戸市住民は、地方自治法（以下「地自法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、神戸市長に対し、神戸市長の地位にある矢田立郎（「矢田」）ほかに対する損害賠償又は不当利得返還請求を求める住民訴訟を提起し、請求を一部認容した判決が確定した（「別件確定判決」）。この訴訟の上告審係属中に、神戸市議会は、被控訴人市長の提案に基づき、別

件確定判決が認容した請求に係る権利を放棄する旨を含む条例を可決・公布した（「本件改正条例」）。被控訴人市長は当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払請求をせず、被控訴人代表監査委員は矢田ほかに対し損害賠償の請求を目的とする訴訟提起をしていない。

控訴人らは、被控訴人らが別件確定判決に基づく請求ないし訴訟提起を怠っているとして、地自法242条の2第1項3号に基づき、当該怠る事実の違法確認を求めた。

原審は控訴人らの請求を棄却した。

前提事実、争点及び当事者の主張は、当審での主張を以下のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」第2の1ないし3のとおりである。

1 当審での控訴人らの主張

- (1) 議会は意思決定権を持つだけで執行権限はなく、議会の議決があっても執行機関の執行行為（放棄の意思表示）がなければ放棄の効果は生じない（地自法138条の2）。
- (2) 条例は法律の範囲内でのみ制定できるところ（憲法94条、地自法14条1項）、地自法242条の3第1項により、被控訴人市長は別件確定判決に基づく請求をしなければならず、同条3項により、別件確定判決に基づく訴訟の提起に議会の議決を要しないから、請求権放棄は「議会の議決を経べき事件」（地自法149条1号）に当たらず、同法242条の3第5項により、代表監査委員が別件確定判決に基づく請求権行使の事務を執行することになり、被控訴人市長は請求権行使に関する事務を管理・執行することができないから、被控訴人市長は本件改正条例の提案、公布及び施行の権限を持たず、その提案に基づく議会の決議は効力を有しない。
- (3) 議会による債権放棄は、市議会の議決で承認された支出を違法とした別件確定判決を無に帰せしめるもので、住民訴訟の趣旨に反する。

また、本件改正条例の提案は、地方公共団体に不当な財産的損害を被らせ

ないようとする誠実執行義務（地自法138条の2）に反し、これに基づく本件改正条例は違法である。地方公共団体の債権放棄には公益上の必要その他合理的な理由が必要と解すべきところ、本件でそのような理由はない。

- (4) 別件確定判決に係る上告受理申立て事件で、最高裁判所は、条例により不当利得返還請求権や損害賠償請求権が消滅し、訴えの利益がなくなった旨の被控訴人市長の主張を排斥した。

2 当審での被控訴人らの主張

(1) 地自法の規定による権利放棄は、執行機関の執行行為を要せず、議会の議決のみで効力を生じる。本件では条例の形式によっているからことはより明らかである。

(2) 地自法242条の3は住民訴訟により確定した損害賠償請求権等の行使に関する手続規定であり、議会の権利放棄の権限（同法96条1項10号）に影響しない。住民訴訟の対象か否かにより議会の意思による実体的処分の是非が左右されることはある得ない。同法242条の3第5項は訴訟における代表者を定めた規定であり、請求権の行使に当たるのは長であるし、本件では、住民訴訟の確定前に損害賠償請求権等が消滅したから、同項は問題にならない。

長は、議会側に提案権が専属する場合を除いて議案提出権を有し（同法149条1号）、本件はこののような場合に当たらない。

(3) 住民訴訟の対象となった個別的請求権の放棄の可否は議会の良識ある合理的判断に委ねられ、裁判所が公益上の必要性という概念を用いて判断する余地はないし、本件改正条例に控訴人らの訴訟追行を阻害する目的はない。

(4) 控訴人ら指摘の最高裁決定は、本件権利放棄の効力を否定していない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も控訴人らの請求を棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおり当審での主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」第

3の2，3のとおりである。

1 本件改正条例による債権放棄の効果が執行機関の執行行為を待たずに生じると解すべきことは、原判決「事実及び理由」第3の2(1)イのとおりである。

地自法138条の2は執行機関が条例等に基づく事務等を管理・執行する義務を負う旨定めるが、議会が条例等により執行機関の執行行為を介することなく直ちに特定の法律効果を生じさせることを妨げる趣旨と解することはできない。

2 控訴人らは、条例は法律の範囲内でのみ制定できるところ、地自法242条の3により、被控訴人市長は本件改正条例の提案、公布及び施行の権限を持たない旨主張する。

しかし、同条の規定は、住民訴訟に係る事実審口頭弁論終結後に同訴訟の対象たる請求権が弁済・放棄等により実体的に消滅した場合にまで、その確定判決に基づいて訴訟を提起しなければならない旨ないしは同判決が確定した場合に對象となる請求権を放棄することを禁ずる旨を定めたものと解することはできない。同条3項は、別件確定判決に基づく訴訟提起に議会の議決を要しない旨定めるが、これが実体的な請求権放棄に関する議会の権限を拘束するものと解することはできないし、同条5項は、住民訴訟の確定判決に基づく訴訟について代表監査委員が地方公共団体を代表する旨定めたものにすぎないから、被控訴人市長が本件改正条例を提案することの妨げとはならない。

3 原判決「事実及び理由」第3の2(2)イに説示のとおり、地方公共団体の個別的請求権の放棄の是非は議会の良識ある合理的判断に委ねられ、その適否は終局的には選挙を通じて審査されるべきものと解される。

地自法上、議会は、地方公共団体の現に存在する権利を放棄する権限を有するところ（同法96条1項），当該権利について住民訴訟その他の訴訟を経たことにより議会の上記権限が制約されると解すべき理由はなく、本件改正条例による債権放棄が別件確定判決を無に帰せしめるもので、住民訴訟の趣旨に反

するという控訴入らの主張は理由がない。市長が地方公共団体に不当な財産的損害を被らせないようにする誠実執行義務を負うことも、議会の判断を拘束するものとはいえない。

また、裁判所が公益上の必要その他合理的な理由の有無を審査して議会の議決の効力を判断し得るとしても、議会の権限逸脱・濫用により議決の効力が否定されるのは、上記規定が権利放棄を議会の議決に委ねた趣旨に明らかに背いてされたと認められるような特別の事情がある場合に限られると解される。そして、本件改正条例制定に関する経緯・目的等は原判決「事実及び理由」第3の2(2)ウに認定判示のとおりであり、上記特別の事情があるということはできない。市長が自身と利害関係のある条例を提案することが禁じられると解すべき法的根拠も認められない（このような場合も、議会が当該利害関係を考慮した上で良識ある合理的判断をすることが予定されていると解される。）。

よって、本件改正条例の違法・無効をいう控訴入らの主張は理由がない。

4 控訴入らが主張する最高裁判所決定（別件確定判決に係る上告受理申立て事件）は、申立人（被控訴人市長）の申立ての理由によれば、同事件において上告を受理すべきものとは認められないと判断したにすぎず、これが仮に、訴えの利益がなくなった旨の申立人の主張を排斥する趣旨であるとしても、そのことから直ちに同条例によって本件損害賠償請求権等が消滅したことまで否定したものであると解することはできない。したがって、この点に関する控訴入らの主張は理由がない。

第4 結論

よって、原判決は相当であるから、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 小 松 一 雄

裁判官 久保田 浩史

裁判官 片岡 早苗

これは正本である。

平成 23 年 3 月 15 日

大阪高等裁判所第 8 民事部

裁判所書記官

小 笠 原 徹